

平成 20 年 10 月 28 日

問い合わせ先

国土交通省

連絡先: 自動車交通局 技術安全部

整備課 春原、萩原

電話: 03-5253-8111(代表)

内線 42-422、42-423

03-5253-8600(直通)

平成 20 年 7 月の未認証対策強化月間等における取り組み結果について ～50事業場に警告書を交付し、18事業場が認証を取得しました。～

1. 国土交通省では、平成 19 年度に引き続き、今年度も 7 月を道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 78 条の規定に基づく認証を受けないで自動車分解整備事業を行う未認証行為に対する情報収集、調査・指導の強化月間として、未認証対策に積極的に取り組んで参りました。
2. 今般、平成 20 年度の強化月間及び平成 19 年度における未認証対策の実施結果がまとまりましたので、お知らせします。
3. 未認証対策については、今後も引き続き、情報の把握に努め、分解整備の実施に必要な認証の取得等の指導に努めて参ります。

【平成20年度の強化月間の取り組み結果】

		平成20年7月	(参考)平成19年7月
情報提供件数* ¹ （うち、特定不可能情報）		221 件(3 件)	763 件(9 件)
立入調査等を行った事業場数		578 事業場	618 事業場
立入調査等延べ回数		605 回	654 回
調査結果	分解整備実施あり	52 事業場	87 事業場
	うち、警告書交付事業場* ²	50 事業場	83 事業場
	要継続調査* ³	366 事業場	407 事業場
	分解整備実施なし	160 事業場	124 事業場
認証取得事業場		18 事業場	10 事業場

*¹ 同一事業場の情報が複数あった場合でもそれぞれ件数に計上。

*² 2事業場は認証取得を検討中であることから、警告書は交付せず重点的に指導。

*³ 立入調査等では分解整備実施の有無が確認できなかったため、引き続き継続調査を実施。

- 【参考資料】
1. 未認証行為に関する立入調査状況等(平成20年強化月間)
 2. 業態別立入調査等の状況及び結果(平成20年強化月間)
 3. 未認証行為に関する立入調査状況等(平成19年度)
 4. 業態別立入調査等の状況及び結果(平成19年度)